

令和6年度岐阜地方最低賃金審議会第2回運営小委員会議事録

令和7年2月18日(火) 14:00～

岐阜合同庁舎3階A会議室

平野賃金室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多忙のところ、岐阜地方最低賃金審議会第2回運営小委員会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全委員が御出席されております。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしましたところ、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからの議事進行を宮坂委員長にお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>皆様こんにちは。</p> <p>これより、令和6年度岐阜地方最低賃金審議会第2回運営小委員会を開催いたします。</p> <p>最初に、議題1「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会の審議方針について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>まず、「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)」についてです。</p> <p>資料No.1(1ページ)「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)」を御覧ください。読み上げます。</p> <p>(朗読)</p> <p>審議方針(案)につきましても、下線を付した箇所が変更点ですが、年度と改正日を7年度に更新したものです。</p> <p>実質的な内容は本年度と同様であり、県最賃は10月1日、特定最賃は12月21日の発効を目途としています。</p> <p>以上です。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、審議方針(案)について、御意見等ありますでしょうか。使用者側代表委員いかかでしょうか。</p>

川本委員	10月1日と12月21日について昨年度までは明記はされていなかったということですか。
平野賃金室長	昨年も明記されていきました。 令和6年が令和7年に変わっただけです。
澤村委員	特にございません。
宮坂委員長	労働者側代表委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
宮坂委員長	<p>それでは、この審議方針(案)を3月18日開催の本審において報告することといたします。</p> <p>次に議題2「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会の審議運営について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは説明いたします。</p> <p>日程(案)については後程提案させていただきますので、まず具体的な審議運営等について御協議をお願いします。</p> <p>1つ目としては、「議事公開」についてです。</p> <p>今年度開催されました公労使三者が集まって議論を行う本審、各専門部会及び運営小委員会については、専門部会の公労・公使二者協議を除き傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録及び資料については岐阜労働局ホームページに公開しております。</p> <p>公労・公使の二者協議につきましては、公開により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから部会長判断により非公開としています。</p> <p>令和7年度の公開範囲等について御協議をお願いいたします。</p>

宮坂委員長	<p>ただ今説明のありました本審、各専門部会及び運営小委員会に係る議事並びに議事録の公開について、御意見をお伺いします。</p> <p>労働者側代表委員、御意見ありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございませぬ。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>御説明のとおりでよろしいと思ひます。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、「議事公開」については、今年度と同様の範囲について公開するとの御意見でしたので、そのとおり、3月18日開催の本審において報告することとします。</p> <p>続きまして事務局から説明をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>2つ目として、「実地視察」についてです。</p> <p>実地視察とは岐阜県最低賃金改正に係る審議、特定最低賃金改正の必要性に係る審議及び金額審議における関係労使からの意見聴取方法の1つであり、公労使の各側委員に地域、産業の実態を直接認識していただくことを主眼とするものです。具体的には事務局が視察事業場を選定し公労使の各側委員の皆様へ事業場を訪問していただき、事業場の関係労使から意見聴取を行います。</p> <p>直近においては、平成29年度に実施しておりますが、この際に各側委員から必要性に関して疑問が呈されたことから、以降今年度まで実施していません。</p> <p>令和7年度の実地視察の実施について、御協議をお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>ただ今説明のありました「実地視察」について、御意見等をお伺いします。使用者側代表委員、いかがでしょうか。</p>

澤村委員	実地視察は必要ないと思います。
宮坂委員長	労働者側代表委員、いかがでしょうか。
栗本委員	必要ないと思います。
宮坂委員長	<p>それでは、「実地視察」については、実施を求める御意見がありませんので、その旨 3 月 18 日開催の本審において報告することとします。</p> <p>続きまして事務局から説明をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>3 つ目として、「県最賃の改正決定に係る審議運営」についてです。基本的には今年度と同様の運営としたいと考えております。</p> <p>日程（案）については、後程提案させていただきますが、資料No. 2（3 ページ）「令和 7 年 2 月～6 月審議会・専門部会等日程（案）」、（5 ページ）「令和 7 年 7 月～11 月審議会・専門部会等日程（案）」及び（7 ページ）「令和 7 年度日程（案）（4 月～9 月）」を御参照ください。</p> <p>まず、専門部会については、今年度から審議時間を十分確保するために予備日を設定しておりますが、令和 7 年度も引き続き予備日を設定し、予備日開催の条件としましては、公労使各側委員の合意が得られた場合において開催するものとしてと考えております。</p> <p>次に県最賃改正諮問後における「関係労使からの意見聴取」については、今年度から従来の公示に基づく意見書の他に意見陳述を実施しましたが、令和 7 年度についても、今年度と同様に県最賃改正に係る意見書を提出した者のうち意見陳述を希望する者を選定し本審において「意見陳述」を実施したいと考えております。資料 5 ページの日程案でいいますと、7 月 30 日の第 489 回本審での実施となります。</p> <p>以上について御協議をお願いします。</p>

宮坂委員長	<p>ただ今説明のありました「県最賃の改正決定に係る審議運営」について、御意見等をお伺いします。 労働者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございませぬ。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございませぬ。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、「県最賃の改正決定に係る審議運営」について、今年度と同様の運営とし、専門部会に予備日を設定すること。 また、県最賃改正諮問後における関係労使からの意見聴取については意見陳述を実施することについて、3月18日開催の本審において報告することとします。 続きまして事務局から説明をお願いします。</p>
平野賃金室長	<p>4つ目として、「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」です。 今年度の審議において、使用者側委員から諮問日から答申日までの期間が1週間程度と短く審議時間が十分確保されていないこと及び審議において産業界代表が直接意見を述べる機会がないとの御意見がありましたので、他局の運営状況を把握するとともに公労使の各側委員との意見交換を実施し検討を行った結果、現行の特定最低賃金改正決定に係る審議運営全般を見直すこととしましたので御提案いたします。 資料No.3（9ページ）「特定最低賃金の審議の流れ（令和6年度）」、資料No.4（11ページ）「特定最低賃金の審議の流れ（令和7年度（案））」を御覧ください。 まず、「改正決定の必要性の有無に係る審議」についてです。11ページの令和7年度（案）を御覧ください。 必要性に係る審議については、従来どおり本審におい</p>

て実施するものとし、詳細な日程（案）は後程提案しますが、概要としましては、諮問日については、諮問日から答申日までの期間を十分確保するため、現行の7月下旬の本審開催日での諮問を繰上げ、7月初旬の県最賃の諮問日に併せて行うことといたします。諮問日の繰り上げに伴い「改正の申出」期限についても、現行の7月初旬を6月下旬に繰り上げることといたします。

なお、改正の申出期限の繰り上げについては労働者側から事前に了承を得ております。

また、答申日につきましては、現行8月初旬の県最賃の答申日に併せて行っておりましたが、県最賃の答申が出た後に検討を行う時間を設けるとともに審議時間を十分確保するため、8月下旬の県最賃の異議申し出に係る本審開催日に併せて必要性審議を行い同日に結審し答申することとし、これに伴い同日の本審開始時刻を9時30分とすることといたします。

次に「意見聴取」についてですが、令和5年度までは審議会申し合わせにより、必要性審議の際に労働者側は「申出書」を提出することを以って意見書の提出を要せず、使用者側のみ意見書を提出することとなっておりましたが、使用者側は金額審議の際に意見書を提出しており、改正決定の必要性の有無に係る審議においては、労使双方から意見書の提出はなく、意見書の提出に替えて労使各側委員が産業界を代表する形で意見を述べることを以って意見聴取としておりましたが、令和6年度については、労使双方から意見書が提出されました。

令和7年度の意見聴取につきましては、産業界の意見を審議に反映させるため、現行の申し合わせを改め、原則どおり労使双方が意見書を提出することとし、加えて希望する業種については、参考人意見陳述を実施することにいたします。これは本年度も同様の流れで実施しています。

	<p>また、具体的な日程としましては、8月中旬までに労使双方が意見書を提出するものとし、参考人による意見陳述を希望する業種については、事前に事務局に申出（原則各業種労使各1名）することとし、8月下旬の答申に係る本審において参考人意見陳述を実施することとします。ここまでが、必要性の有無に係る審議についての説明です。</p> <p>次に「金額改正審議における審議運営」についてです。</p> <p>意見聴取については、現行の申し合わせによりますと、金額審議に係る意見書については、労働者側のみ提出することとされていますが、実際には労使双方から提出されています。</p> <p>令和7年度については、現行の申し合わせを改め、改正決定の必要性の有無に係る意見聴取と同様に原則どおり労使双方が意見書を提出することとします。</p> <p>以上が「特定最低賃金改正決定に係る審議運営」に係る提案となります。</p>
宮坂委員長	<p>ただ今説明のありました「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」について、御意見をお伺いします。</p> <p>労働者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>事務局の提案で異議ございません。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>事務局から他局の状況、また日程の調整ありがとうございました。今、御説明、御提案いただきましたスケジュールで異議ございません。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、事務局提案による「特定最低賃金の改正決定に係る審議運営」については、3月18日開催の本審において報告することといたします。</p> <p>続きまして事務局から説明をお願いします。</p>

<p>平野賃金室長</p>	<p>特定最低賃金の審議日程については、最後に説明させていただきますが、令和7年度については審議運営を改めますが、単年度で結果、状況を見て御意見があれば検討させていただくということで進めてまいりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>最後5つ目としまして、「令和7年度上半期岐阜地方最低賃金審議会の審議日程について」です。</p> <p>安藤賃金室長補佐から説明いたします。</p>
<p>安藤室長補佐</p>	<p>資料No.2（3ページ）「令和7年2月～6月審議会・専門部会等日程（案）」、（5ページ）「令和7年7月～11月審議会・専門部会等日程（案）」及び（7ページ）「令和7年度日程（案）（4月～9月）」を御覧下さい。</p> <p>先程協議していただきました「令和7年度岐阜地方最低賃金審議会の審議運営方針」及び「審議運営」を踏まえて審議会等の日程（案）を提案します。</p> <p>大まかな日程としまして、</p> <p>5月中旬に会長及び会長代理の選出に係る本審、</p> <p>7月初旬に県最賃の改正諮問並びに特定最低賃金の改正必要性の諮問に係る本審、</p> <p>7月下旬から8月上旬にかけて、中央最賃審議会の目安の伝達、県最賃に関する関係労使の意見陳述等に係る本審及び第1回から第4回までの専門部会と予備日、そして答申に係る本審、</p> <p>8月下旬に同答申に係る異議申出、特定最低賃金の改正必要性に係る答申及び特定最低賃金の金額改正諮問に係る本審、</p> <p>9月中旬に特定最賃の合同専門部会としております。</p> <p>日程（案）について、少し補足説明をさせていただきます。</p> <p>資料No.5（13ページ）「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧下さい。</p> <p>令和7年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針による</p>

岐阜県最低賃金の改正発効日を10月1日(水)とするためには、8月5日(火)が答申の期限となり、異議審は異議申出締切日の翌日の8月21日(木)午前中が開催期限となります。10月1日発効を前提の提案としておりますが、県最賃の審議は、中賃の目安額に係る答申がなされた後に二者協議を含めた実質的な審議が開始されることから、中央最低賃金審議会の日程、答申日は県最賃の審議日程に影響を及ぼします。

その上で申し上げますと、本年7月に参議院議員選挙が実施されますが、選挙の実施年度は中央最低賃金審議会の答申が遅れる傾向にあり、過去、答申日が8月1日以降となった事例として、平成22年度8月6日、平成25年度8月7日、令和4年度8月2日、いずれも選挙が行われた年度です。

令和7年度の中央最低賃金審議会の日程は、本日現在発表されておりませんが、仮に中賃の答申が遅れた場合は、日程変更を検討することとなります。令和7年度の答申期限8月5日直前の曜日の並びを見ますと、8月1日から5日は金土日月火となっており、5日のうち土日の閉庁日が2日含まれていますので、審議可能な日数は3日となり日程に余裕のない状況です。

したがって、8月1日までに中賃の答申が出ない場合において10月1日の発効とするには、公労使の合意が前提とはなりませんが、日程変更を検討せざるを得ない状況となる可能性について説明させていただきました。

以上を踏まえまして、事務局案を御提案いたします。

会長及び会長代理選出に係る本審を

5月13日(火)午後2時から

県最賃の改正諮問並びに特定最低賃金の

改正必要性の諮問に係る本審を

7月1日(火)午後2時から

	<p>目安伝達並びに関係労使の意見聴取に係る本審を 7月30日（水）午前9時30分から 同日午前11時から第1回専門部会 第2回専門部会を 7月31日（木）午後1時30分から 第3回専門部会を 8月1日（金）午後1時30分から 第4回専門部会を 8月5日（火）午前9時30分から 同日午前11時から県最賃の答申に係る本審 専門部会について予備日を 8月4日（月）午後1時30分から 異議申出に係る本審を 8月21日（木）午前9時30分から 最後に、 9月16日（火）午後2時から特定最賃合同専門部会を 開催予定としています。 以上のおり提案いたします。</p>
宮坂委員長	<p>ただ今説明のありました審議日程（案）について、御意見を伺います。 使用者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
川本委員	<p>先ほど安藤室長補佐から御説明がありました、参議院の日程について、それが影響して目安伝達が遅れた場合は日程的にかなりタイトになるということで、6日になると審議日程が10月1日に間に合わないということでしたら、今の予定との関係で言うとその可能性が高いという事でしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>10月1日に発効するためには8月5日に最終の第4回専門部会を開催し、その後本審を開催する必要があります。その前日の8月4日は予備日として入れておりますが、これを開催するとしますと、第3回専門部会の二者協議の2回目という事になります。従来であれば、こ</p>

の日の最終段階で折り合いがつかなければ、公益見解という流れですけども、8月2日、3日が閉庁日となりますので、8月1日が第2回専門部会となり二者協議の初回という事になります。

つまり、8月1日午前中に目安が出れば昼からの会議ですから、二者協議に入れますが、仮に目安が出なかった場合は、8月1日に審議ができないことから、8月4日が1回目の二者協議を行う専門部会となり、二者協議を行う専門部会の日程が1日足りないという事になり、8月5日の専門部会、本審の開催が困難となります。そうなりますと理論上、10月1日に発効することは出来ないこととなります。

この点については、現時点において、中賃の審議日程に係る情報が入ってきませんので、何とも言えません。

令和4年度に目安伝達が8月2日であった事例がありますが、この年は曜日の並びが良く8月1日から5日までが平日であり、8月2日の目安伝達後に3日、4日、5日の3日間審議ができたわけです。今年度は日程上8月1日から5日までの中で土日が2日入るという事で、厳しいと言えます。7月29日から31日までの間に答申が出れば、8月1日から審議が始められ、予備日の8月4日を使って従来通りの2回、2日間において二者協議ができますので、発効日に支障を及ぼさないギリギリのところであります。

そこを踏まえて今回の日程（案）については、先程の審議の方針のとおり、今まで10月1日発効でやってきましたので、まずはそこを目指しましょうという事で、10月1日発効を前提に日程を組んでおります。

ただし中賃の答申についてはどうなるかわかりませんので、仮に遅れた場合については、公労使三者の合意を得た上で日程を変更することとなりますが、直前に会場を押さえるとか、皆様の出席が適う日を調整できるか

	<p>等、簡単に8月5日を8月6日に変更するというようなことはできないと考えています。</p> <p>どちらにせよ中賃日程が出てから必要であれば再検討することとなります。</p> <p>以上説明が長くなりましたが、そういった状況でございます。</p>
川本委員	<p>ご説明のとおりでいいと思いますけど、過去の例で8月6日に目安が出るような状況になれば、10月1日発効は諦めざるを得ないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>あくまで目指すというだけであって、10月1日に決めているという事ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>審議方針は、目指すということで理解しております。</p>
川本委員	<p>日程的なものが合わなければ、当然変更もありうるということですね。</p>
平野賃金室長	<p>そのとおりですが、あくまで8月5日発効に拘るということであれば、方法としては、今まで二者協議は半日の日程を組んでいます。朝から夕方まで通しでやりますとか、土日に開催しますとか、そこは皆様の合意が得られれば、事務局は準備をするという立場ですので、どうこうするということは言えません。そのような状況になった時点において、皆様に審議していただくこととなります。</p>
宮坂委員長	<p>労働者側代表委員、御意見等ありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>御説明ありがとうございます。日程の件につきましては了承させていただきました。参議院選挙の日程によって変わってくるという話ですが、おおむねどれ位の時期になれば分かるのでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>今の段階では申し上げられませので、中賃の日程が公表されたタイミングで、お伝えします。日程変更が必要</p>

	となれば、会場が取れるのか、皆様の御予定がどうなのかも含めて検討し、提案させていただきたいと思えます。
宮坂委員長	御意見いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今調整いただきました審議日程（案）を3月18日の本審において報告することとします。 次に、 議題3「特定最低賃金の意向表明について」 です。 事務局から説明お願いいたします。
安藤室長補佐	それでは説明いたします。 令和7年度に特定最低賃金の改正申出を行う業種については意向表明書を提出いただき、3月18日の本審で報告したいと思えます。 事務局の準備の関係上、出来ましたら3月上旬までに提出いただきますようお願いいたします。 改正申出に必要な労働者数については、資料No.6（17ページ）に一覧表を付けておりますので、御確認をお願いします。 以上となります。
宮坂委員長	ただ今の説明について、御質問等ありますでしょうか。
各委員	（質疑なし）
宮坂委員長	よろしいでしょうか。 それでは、 議題4「その他」 ですが、事務局から何かありますでしょうか。
平野賃金室長	議題としてはありませんが、報告事項がございます。傍聴人定員数の変更についてです。本審等の傍聴人定員数は会場となります会議室の広さに応じ定めておりますが、今年度一部の会議におきまして、定員数を超過する申し込みがあったことから、令和7年度から、合同庁舎5階共用会議室での開催時については、現行定員数5

	人を7人へ増員します。 事務局からは以上でございます。
宮坂委員長	各側委員の皆様から何かありますでしょうか。
各委員	(発言なし)
宮坂委員長	よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして本日の運営小委員会は閉会といたします。 皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。